

入 札 説 明 書

令和 7 年 4 月 1 1 日さいたま市告示第 6 4 6 号により公告した「さいたま市納税コールセンター業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達をする役務の仕様

業務委託仕様書のとおり

2 業務委託仕様書の交付方法

業務委託仕様書の交付方法は、さいたま市ホームページからダウンロードするものとする。

さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p120252.html>

3 業務委託仕様書に関する質問

業務委託仕様書に関する質問のある場合は、さいたま市ホームページからダウンロードした質問書により、郵送、FAX 又は e-mail で提出すること。

(1) 提出先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048-829-1167

FAX 048-829-1962

Mail shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 5 月 9 日（金）必着とする。

（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(3) 回答方法

令和 7 年 5 月 16 日（金）までに、随時、上記のさいたま市ホームページにて公開する。

4 入札に関する事項

最低制限価格

(1) この入札は、あらかじめ最低制限価格を定めた上で、入札を行う。

(2) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって、申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定する。

(3) 最低制限価格に満たない入札は、無効とする。

(4) 最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できない。

(5) その他、最低制限価格制度に関することは下記さいたま市ホームページから参照できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/005/p002292.html>

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限

令和7年5月29日（木）

(2) 入札保証金の納付場所

さいたま市の指定する金融機関

(3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

6 入札保証金の免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書を次の通り提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月9日（金）まで

イ (1)のアに該当する者は、令和4年4月1日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証明する書類の写し（2件分）を添付すること。

ウ (1)のイに該当する者は、入札保証保険証券の原本を添付すること。

7 告示「4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出」について

次の書類を競争入札参加申込兼資格確認申請書とともに提出すること

(1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であることを証する書類（写し可）

(2) 令和2年度以降、債権の回収に係る納付呼びかけ業務、若しくはコールセンター運営業務について、国、人口30万人以上の地方公共団体又はそれらと同等規模の独立行政法人との契約書の写し及び業務完了検査済証の写し

8 告示「6 入札手続等」について

再度入札

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者としめます。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札の回数は、1回としめます。

9 入札及び開札への立会いに関する事項

- (1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出していただきます。) また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがありますので、必ず持参してください。

10 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札書は、表に「さいたま市長」と書いた封筒に入れて提出してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和7年6月6日(金)

支払いは原則として月払いとする。詳細については、落札後、当該落札者と協議する。